

秋田県告示第340号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成30年6月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
小坂	湯沢市川連町字大館古館	62番の一部（次の図に示す部分に限る。）、63番の一部（次の図に示す部分に限る。）、64番の一部（次の図に示す部分に限る。）、65番、66番、67番、68番、69番の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）
	湯沢市川連町字川連	100番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、102番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、106番の一部（次の図に示す部分に限る。）、107番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、107番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、108番1、108番2、108番3、108番4、108番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、108番6、108番7、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）
	湯沢市川連町字麓	97番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、98番の一部（次の図に示す部分に限る。）、99番1、99番2、100番、101番、102番、103番の一部（次の図に示す部分に限る。）、104番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、105番、106番の一部（次の図に示す部分に限る。）、107番、108番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）、市道野村川連線（次の図に示す部分に限る。）
	湯沢市川連町字小坂	水路敷（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県雄勝地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。